

中部運輸局自動車交通部

令和元年5月29日 14:00発表

連絡先

中部運輸局自動車交通部

自動車監査官 奥田、青山

TEL 052-952-8038

中部運輸局岐阜運輸支局

輸送・監査担当 伊藤、細川

TEL 058-279-3714

トラック事業者を車両停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業用自動車の使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分対象事業者及び営業所

事業者名：株式会社 SCRUM

住所：岐阜県岐阜市茜部菱野1-50

代表者：堀 広明

営業所：本社営業所

営業所所在地：岐阜県岐阜市茜部菱野1-50

2. 行政処分等の概要

貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、令和元年5月29日付けで、当該事業者（本社営業所）事業用自動車の使用停止250日間（19両×12日間、1両×22日間）及び文書警告を行いました。

3. 法令違反の概要

法令違反の疑いのある当該事業者（本社営業所）に対し監査を実施した結果、点呼の実施状況、乗務等の記録状況及び健康診断未受診などの貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に反する悪質な違反事実が確認されました。

（法令違反の詳細は次項）

4. 法令違反内容及び違反条項

- ① 認可を受けずに、自動車車庫を国土交通省告示で定める距離を超えて設置していた。
(貨物自動車運送事業法第9条第1項)
(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)
- ② 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第1項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- ③ 運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第1項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- ④ 疾病、疲労等のおそれのある乗務をさせていた。
(貨物自動車運送事業法第17条第1項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- ⑤ 点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)
- ⑥ 点呼の記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- ⑦ 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- ⑧ 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- ⑨ 乗務等の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- ⑩ 運転者台帳を作成・備えていなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- ⑪ 特定の運転者(初任運転者)に対する運転適性診断(初任診断)を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- ⑫ 運行管理者に対して、国土交通省令で定める業務を行うために必要な権限を付与していなかった。
(貨物自動車運送事業法第22条第2項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況(中部運輸局管内)

当該行政処分により付された違反点数	25点
当該事業者が付された累積違反点数	25点